

法律・判例だけでない実務対応を学ぶ

# 労働重要問題実務対応総合講座

トラブル防止・企業繁栄のための労務・安全衛生管理の実務対応について

4つの労働問題の実務対応策を

4人の労働実務専門家が解説

同一労働同一賃金と就業規則



パワハラ防止措置



労働組合との連携強化



過重労働による健康障害の発生



主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・  
半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

# 令和2年度 労働重要問題実務対応総合講座 ご案内

長時間労働の是正と非正規労働者の不合理な待遇差禁止等を柱とする、“戦後最大の大波”となる働き方改革関連法が、令和元年4月1日から順次施行され、企業には改正法への対応と、働き方改革実現のため多くの対策の実施が必要となります。

このような法改正への対応策構築のため愛知県下各労働基準協会では、東京の著名弁護士を講師とした対応セミナー、また、当地の労働専門弁護士を講師とした年5回の労働トラブル防止総合講座等を開催してまいりました。

しかし、企業が実施すべき労務管理・安全衛生管理は幅広く、法令、判例だけでなく、対応のための実務対策についての手法を習得したいとの要望が、講習・セミナーの参加者より多数寄せられております。

そこで労働分野で活躍し実務にも明るい、弁護士、公認心理師、社会保険労務士、労働関係団体幹部職員等の幅広い専門家に、令和2年度に企業が直面する労働の重要問題への実務上の対応策をお聴きする、全4回の「労働重要問題実務対応総合講座」を開催します。

令和2年度の内容は下記のとおりですので、ぜひとも多くの皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。

●会場 **ウインクあいち(愛知県産業労働センター)** 名古屋市中村区名駅4丁目4-38

●日程 **7月・9月・11月・1月 全4回**

●時間 **午後1時30分～午後4時30分**

●対象 **労務人事・安全衛生部門責任者、担当者  
社会保険労務士等の労働専門家**

●総括テーマ

**トラブル防止・企業繁栄のための**

**労務・安全衛生管理の実務対応について**

実務対応のための講座です



第1回

令和2年7月31日(金)

同一労働同一賃金対応のための

「就業規則の整備と職務区分の明確化」

那須・岩崎法律事務所 所長 弁護士 岩崎 友就 氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士として数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談に応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議会員。

労働トラブルを 방지、企業を繁栄させる就業規則の作成、改訂を行う。

パートタイム・有期雇用労働法と改正労働者派遣法が施行され、大企業は令和2年4月1日より、中小企業は令和3年4月1日より、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金の実現が義務となります。

労働トラブルの種とも防止策ともなる就業規則



同じ職務で  
同じ賃金…  
就業規則変えなきゃ  
ダメなの？

同一労働・同一賃金に向けて、企業は就業規則を整備し、労働者毎の職務区分を明確にしなければなりません。しかし、就業規則が労使で解釈が異なる曖昧な規定であった等の未整備、労働者への未周知・未徹底により、労働トラブルが発生した事例も数多いです。

同一労働・同一賃金の実現に向けたパートタイム、有期雇用労働者、派遣労働者の規定を就業規則にどのように記載し、労働者に説明するかが、円滑な対応の第一歩となります。

同一労働・同一賃金を円滑に実現し、トラブルを防止、企業を発展させるための就業規則の整備等を学びます。

第2回 令和2年9月18日(金)

## 法・指針に基づく相談体制整備等の

# 「パワハラ防止措置の実施と発生時の対応」

フローリッシュ社労士事務所 所長

公認心理師 シニア産業カウンセラー 特定社会保険労務士 **新美智美氏**



### 【講師プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当から好評を得ている。

2020年6月パワーハラスメント(パワハラ)防止措置が大企業事業主に義務付けられ、中小企業事業主には努力義務となりました。(2022年6月から中小企業にも義務づけられます。)

**いじめ・嫌がらせの労働相談は7年連続 最多** パワハラ問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生します。重症化すると裁判等の労使紛争となり、企業の社会的信頼を失墜させる大きな問題へと発展する可能性もあります。パワハラ問題からメンタル不調を起こす労働者も数多いです。

企業は防止対策を講じ、管理者を中心とした全労働者がこれを徹底することでパワハラは事前に防ぐことが可能です。さらにパワハラ発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制整備が、問題を重症化させない大きなカギとなります。

パワハラ防止措置の実施と、パワハラ発生時に必要な対応整備のために何をすべきか学びます。



パワハラが酷くてこのままじゃ仕事続けられません！

第3回 令和2年11月19日(木)

## 労働組合設立と連携強化による「健全な労使関係の構築」

日本労働組合総連合会愛知県連合会(連合愛知)

副事務局長 **安藤伸一氏**

# 労働組合法の概要について

朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士 **藤原朋子氏**



### 【講師プロフィール】

NTT労働組合東海総支部にて役員を歴任後、情報労連愛知県協議会事務局長を経て、現在は連合愛知副事務局長。NTT労組時代は3期6年交渉部長を担い、企業側からの各種提案に対して労働組合の立場から職場環境の向上を求める対応を行った。情報労連愛知県協議会では組合づくりにも携わり、良好な労使関係構築に努めた。

2019年12月に発表された推定組織率は、全国で16.7%、愛知県で21.1%となり、ともに過去最低を更新しました。愛知県は全国平均から見ると高水準ではあるものの、10人のうち8人は労働組合のない

**こんな時こそ労働組合との連携を** 企業で働いているか、労働組合があっても組合員の対象になっていないことを意味しています。連合愛知が常設する労働相談センターには、ハラスメントや長時間労働、残業代の未払い等の相談が日々多く寄せられており、しかも相談者の8割以上は、労働組合のない企業の労働者です。労働現場で起きるトラブルを個人で解決することは極めて難しく、トラブルを未然に防止し、具体的解決を図っていくという労働組合の存在・役割の重要性は言うまでもありません。健全な労使関係は、労働者の働きがい・やりがいを高めるだけでなく、生産性の向上により企業の成長・発展にも寄与し、ひいては労働条件・労働環境の維持・改善にも結びつく、まさしくウィンウィンの関係であると確信します。



労使一丸の企業は最強！

第4回 令和3年1月22日(金)

## 過労死・過労自殺等の過重労働による

# 「健康障害発生時の企業対応について」

一般社団法人 名北労働基準協会

ホワイト企業推進本部長 **石田和彦**



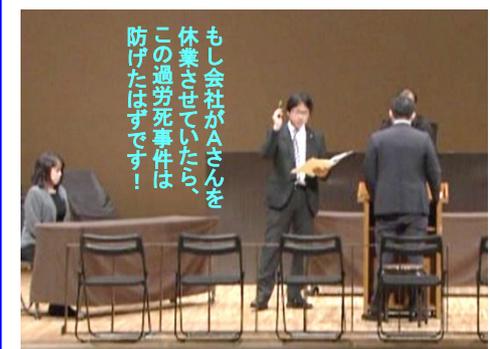
### 【講師プロフィール】

一般社団法人 名北労働基準協会の労働保険事務組合で長年労働保険関係業務を行い、その後ホワイト企業推進本部長として、説明会・セミナー、企業出張教育など、労働・社会保険に関する年間80回近い講演、講師を行う。

労働基準協会社労士受験講座 労災保険法担当講師。

長時間労働等による脳・心臓疾患の労災支給決定件数は、平成14年以降高止まりの状態であり、また、仕事に強いストレスなどが原因で発病した精神障害も年々増加しております。

### 過労死・過労自殺は2億円近い損害賠償請求も



もし会社がAさんをお休ませたら、この過労死事件は防げたはず！

万一、脳心臓疾患、精神障害等の「過労死等」が発症した場合、労災保険より療養から休業、死亡に至るまで手厚い補償を受けることができますが、業務上外の判断が難しいため、労災認定基準が示されています。労災認定において労働基準監督署では、必要となる客観的に証明する資料を求められますが、それらをもとにどう判断するか等わかりづらいところです。

また、労働者やその遺族へ、どのタイミングでどのような説明・対応をするのか、また、労働基準監督署への対応、弁護士との活用等、企業の姿勢や考え方をまとめておく必要があります。

労災保険その他年金の給付内容から脳・心臓疾患と精神障害の労災認定基準の説明を含め、過労死等が発生した場合の一連の流れについて、具体例をあげ説明します。

定員 50名 (各回定員になり次第締め切ります)

費用 会員 1回 6,310円 4回 21,210円 (4,030円割引)  
 非会員 1回 8,350円 4回 28,060円 (5,340円割引)  
 いずれも資料代・税を含みます。

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付  
 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1  
 電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

電車の場合

- JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
- ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ◎名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル 名古屋クロスコートタワーを經由 徒歩8分

お車の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分 駐車場 123台収容



| 申込要領                         |   | 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。 |                         |                                    |  |
|------------------------------|---|---|-------------------------|------------------------------------|--|
| 名称                           | 所在地   | 電話番号  | FAX番号                   | 対象地区                               |  |
| (一社)名北労働基準協会                 | 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1                        | (052)961-1666   | (052)962-1670           | 中/東/北/守山区/春日井市/小牧市                 |  |
| (一社)名古屋南労働基準協会               | 〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2                         | (052)651-9246   | (052)651-1411           | 中川/港/南区                            |  |
| 名古屋東労働基準協会                   | 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階                  | (052)882-3909   | (052)883-3586           | 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町 |  |
| 名古屋西労働基準協会                   | 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階         | (052)581-8086   | (052)581-8089           | 中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡               |  |
| 豊橋労働基準協会                     | 〒440-0874 豊橋市東松山町14                             | (0532)54-2131   | (0532)54-2130           | 豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡               |  |
| 岡崎労働基準協会                     | 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8                          | (0564)52-3692   | (0564)54-0739           | 岡崎市/額田郡                            |  |
| 一宮労働基準協会                     | 〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階                | (0586)48-5495   | (0586)48-5496           | 一宮/稲沢市                             |  |
| (一社)半田労働基準協会                 | 〒475-0902 半田市宮路町151-32                          | (0569)21-4440   | (0569)21-4441           | 半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡                 |  |
| (一社)刈谷労働基準協会                 | 〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階               | (0566)21-6337   | (0566)21-6366           | 刈谷/碧南/安城/知立/高浜市                    |  |
| 豊田労働基準協会                     | 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階                    | (0565)28-9411   | (0565)24-3922           | 豊田/みよし市                            |  |
| 瀬戸労働基準協会                     | 〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内                    | (0561)82-2575   | (0561)59-3575           | 瀬戸/尾張旭/長久手市                        |  |
| 津島労働基準協会                     | 〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内                  | (0567)26-4603   | (0567)28-7390           | 津島/愛西/弥富/あま市/海部郡                   |  |
| 江南労働基準協会                     | 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1                        | (0587)55-2341   | (0587)55-6125           | 江南/犬山/岩倉市/丹羽郡                      |  |
| 西尾労働基準協会                     | 〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D                  | (0563)56-0244   | (0563)56-0244           | 西尾市                                |  |
| 振込先(実施機関)<br>一般社団法人 名北労働基準協会 | 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133<br>一般社団法人 名北労働基準協会 |   | ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。 |                                    |  |

令和2年度 労働重要問題実務対応総合講座 申込書(コピー可)

|           |              |              |        |         |  |
|-----------|--------------|--------------|--------|---------|--|
| 事業場名      |              |              | TEL    | ( )     | -  |
| 事業内容・労働者数 |              |              | FAX    | ( )     | -  |
| 所在地       | 〒            |              |        |         |  |
| ご出席者      | 記入不要<br>講習番号 | 記入不要<br>受講番号 | 氏名     | 所属部署・職名 | 受講日(しをお付け下さい)  |
|           |              |              | フリガナ   |         | <input type="checkbox"/> 4回とも<br><input type="checkbox"/> 7月31日 <input type="checkbox"/> 9月18日<br><input type="checkbox"/> 11月19日 <input type="checkbox"/> 1月22日 |
|           |              |              | フリガナ   |         | <input type="checkbox"/> 4回とも<br><input type="checkbox"/> 7月31日 <input type="checkbox"/> 9月18日<br><input type="checkbox"/> 11月19日 <input type="checkbox"/> 1月22日 |
| 会費支払時期    | 月            | 日            | 銀行支払予定 | 受講票送付先  | 受講者・担当者(部署名) 様   |

※会員番号 名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。  
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

会員番号※